

高校生まで拡充・第3子以降3万円・所得制限撤廃

# 児童手当制度が変わります！

制度改正に伴い、児童手当制度が拡充されます。新たに受給対象となる人は、申請手続きが必要です。忘れずに申請しましょう。

令和6年  
10月から

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係(プラザけやき内☎35-0914)

## ●申請手続きが必要となる場合があります

### ① 高校生のみ世帯、不支給世帯の人 **手続き必要**

- ・現在児童手当の支給がなく、高校生以下の子どもを養育している人は、**新規認定請求の申請手続き**が必要です。
- ・8月下旬頃より順次、対象になる可能性がある人に申請勧奨通知を送付します。

### ② 新たに多子加算を受ける人 **手続き必要**

- ・現在の児童手当支給の有無に関わらず、大学生年代の子どもを養育中で、その子を合わせて3人以上養育している世帯の人は、**監護相当生計維持の確認書の提出**が必要です。
- ※大学生年代の子どもは支給対象とはなりません、第3子3万円の算定対象となります。
- ・該当する人は、市ホームページ(右記)から書類をダウンロードして提出してください。

**申請受付開始日** ①、②とも9月2日(月)

**申請方法** ①、②とも郵送、または窓口にて提出

### ③ 受給金額が増加する人 **手続き不要なし**

- ・受給資格者が一定の所得以上で特例給付を受けている場合
- ・受給資格者が高校生年代の子と中学生年代以下の子を養育している場合(市内に住所を有する子)
- ・現在多子加算を受けている場合

**初回支払日** 12月13日(金) ※10月支払いは、現行通りの支給

- ・申請手続きの遅れや未提出の場合、支給が遅れたり、支給できなかったりする場合があります。ご注意ください。
- ・公務員の人は、所属先での支給となります。



▲市ホームページ



## ●児童手当の変更内容

	現在(9月分まで)	拡充後(10月分以降)
支給対象	15歳年度末(中学校卒業)まで	18歳年度末(高校卒業)まで
所得制限	あり	なし
支給月	年3回 (6月、10月、2月)	年6回 (4月、6月、8月、10月、12月、2月)
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 15,000円</li><li>・3歳以上～小学校修了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円</li><li>・中学校修了前 10,000円</li><li>・所得制限あり(特例給付) 5,000円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 <b>30,000円</b></li><li>・3歳以上～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 <b>30,000円</b></li></ul>
多子加算 (3人以上の子がいる場合)	18歳年度末(高校卒業)まで	<b>22歳年度末(4年生大学卒業程度まで)</b> ※進学、就職を問わず、 子どもを養育していれば対象

### (例) 大学生・高校生・中学生・小学年の子どもがいる家庭の場合

#### (現在)

大学生 0円(算定対象外)  
高校生 0円(第1子として算定)  
中学生 10,000円(第2子)  
小学生 15,000円(第3子) **月額25,000円**

#### (拡充後)

大学生 0円(第1子として算定)  
高校生 10,000円(第2子)  
中学生 30,000円(第3子)  
小学生 30,000円(第4子) **月額70,000円**